

大河原町第6期障がい福祉計画・

第2期障がい児福祉計画を策定しました

令和3年度から令和5年度までの本町の障がい福祉サービス、障がい児福祉サービスの利用量を定めた「大河原町第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定しました。

なお、計画書は平成30年に策定した「大河原町第3次障がい者計画」と一体的に策定しています。

【障がい者施策推進の基本理念】

お互いを理解しあう
みんなで進める共生のまち おおがわら



修正

◆ 第3次 障がい者計画 ◆ (計画期間: 平成30年度～令和5年度)

～障がい者施策全般に関する基本的な考え方や方向性を示す計画～

「大河原町第3次障がい者計画」は、平成30年に作成した計画です。計画期間は、平成30年度から令和5年度までの6年間となっています。今回「大河原町第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を作成するにあたり、時点修正をおこなっています。

「成年後見制度の利用促進」についての施策を追加

今回、新たに成年後見制度の利用促進についての施策を追加しています。

また、成年後見制度を活用し、知的・精神障がい者や認知症高齢者の財産管理だけではなく、地域での日常生活等を社会全体で支えられるよう、町では「成年後見制度の利用促進に関する法律」(平成28年5月施行)に基づく「大河原町成年後見制度利用促進基本計画」を策定します。

この計画の具体的な取組については、地域共生社会の推進、個人の権利擁護を目指して、障がい者福祉計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画と一体的に進めています。

※「大河原町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」にも同じ内容を記載しています。

「成年後見制度」とは

成年後見制度は、認知症、精神障がい、知的障がいなどの理由で判断能力が不十分な人が、財産管理や日常生活での契約などを行うときに、判断がむずかしく不利益をこうむったり悪質商法の被害者となることを防ぎ、権利と財産を守り、支援する制度です。

また、この制度をもっと活用できるように、市区町村長が後見人等を申立てる場合の申立要件である親族の確認の範囲が四親等以内から二親等以内に緩和されました。

みなさんの「不安」を「安心」に変える成年後見制度を利用してみませんか？

策定

◆ 第6期 障がい福祉計画 ◆ (計画期間: 令和3～5年度)

～障害福祉サービス、地域生活支援事業の利用に関する計画～

令和5年度の成果目標	①施設入所者への地域生活への移行	②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	③地域生活支援拠点等が有する機能の充実	④福祉施設からの一般就労移行	⑤相談支援体制の充実・強化等	⑥障害福祉サービス等の質の向上
------------	------------------	---------------------------	---------------------	----------------	----------------	-----------------

【令和3～5年度に実施する障害福祉サービス】

(1) 障害福祉サービス

区分	サービス名
訪問系サービス 障がい者の自宅を訪問して支援	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援
日中活動系サービス 昼間の活動を支援	<ul style="list-style-type: none"> ●生活介護 ●自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型） ●就労移行支援 ●就労継続支援（A型、B型） ●就労定着支援 ●療養介護 ●短期入所
居住系サービス 地域での生活基盤である居住の場を提供	<ul style="list-style-type: none"> ●自立生活援助 ●共同生活援助（グループホーム） ●施設入所支援
相談支援 サービス利用計画作成、地域移行を支援	<ul style="list-style-type: none"> ●サービス利用計画の作成 ●地域移行を支援するサービス
その他サービス	<ul style="list-style-type: none"> ●身体機能を補う補装具費の給付 ●自立支援医療費の支給

(2) 地域生活支援事業

区分	事業名
必須事業	<ul style="list-style-type: none"> ●理解促進研修・啓発事業 ●自発的活動支援事業 ●相談支援事業 ●成年後見制度利用支援事業 ●成年後見制度法人後見支援事業 ●意思疎通支援事業 ●日常生活用具給付等事業 ●手話奉仕員養成研修事業 ●移動支援事業 ●地域活動支援センター事業
任意事業	<ul style="list-style-type: none"> ●日中一時支援事業 ●障害者虐待防止対策支援事業

策定

◆ 第2期 障がい児福祉計画 ◆ (計画期間：令和3～5年度) ～障がい児支援に関する提供体制の整備目標を示す計画～

障がい児支援の提供体制確保の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 障がい児本人の最善の利益を考慮し、障がい児の健やかな育ちを支援 ◆ 専門機関、関係機関、身近な地域団体などが連携して支援。医療的ケアが必要な障がい児への円滑な支援体制の構築 ◆ 障がい児のライフステージ（人生の各階段）に沿って、継続的で一貫した支援を提供する体制の強化 ◆ 障がい児への支援を通して共生社会を形成 			
令和5年度の成果目標	①児童発達支援センターの設置	②保育所等訪問支援の実施	③重症心身障がい児の支援事業の実施	④医療的ケア児を支援する体制構築

【令和3～5年度に実施する障害児福祉サービス】

区分	事業名	具体的な内容
障害児通所支援等	<ul style="list-style-type: none"> ●児童発達支援 ●放課後等デイサービス 	利用者の増加に合わせた事業の実施
	<ul style="list-style-type: none"> ●保育所等訪問支援 ●居宅訪問型児童発達支援 	令和5年度までに事業所を確保
	●医療型児童発達支援	実施の可能性についてサービス事業所や関係機関と協議
障害児相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ●利用者全員に障害児支援利用計画を作成 	
発達障がいのある子ども、保護者に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ●県と連携し発達障がいのある子ども、保護者に向け事業を周知 	
医療的ケア児を支援する体制構築	<ul style="list-style-type: none"> ●仙南地域自立支援協議会と連携し、取組体制を検討 ●医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを令和5年度末までに1人配置 	

問合先▶福祉課 障害福祉係（1階⑤番窓口）☎ 53-2115